

# 第7期御所市障害福祉計画及び

## 第3期御所市障害児福祉計画

### 概要版

この計画における「障がい者」とは、障害者基本法に基づき、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等があるために日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人（児童を含む）とします。

令和6年3月

御所市



# 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨と背景

本計画は、障害者総合支援法や児童福祉法に定めるサービス等の必要量を見込むとともに、その提供体制を確保するための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備を図ることにより、障がいのある人もない人も共に生きる地域づくりの実現を目指すものです。御所市では、令和3年（2021年）3月に、「第6期御所市障害福祉計画及び第2期御所市障害児福祉計画」（以下、「第6期計画」という。）を策定し、「個人の尊厳、地域社会での共生、自立と自己実現ができるまち」を基本理念に据え、障がいのある人の自立と社会参加の支援を総合的かつ計画的に推進しています。

この第6期計画が令和6年（2024年）3月をもって終了することから、これまでの取り組みの成果や障がいのある人の現状などをとらえ、「第7期御所市障害福祉計画及び第3期御所市障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

## 2. 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけます。また、「御所市第6次総合計画」を上位計画とする分野別計画として、関連計画との整合性を図りながら策定しています。

## 3. 計画の対象

本計画の対象は、障害者基本法に基づき、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等があるために日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人（児童を含む）とします。

## 4. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)までの3年間とします。

## 5. 計画の基本理念

### 個人の尊厳、地域社会での共生、自立と自己実現ができるまち

障がい者の自立と社会参加を支えるためには、障がいのある人の自由な選択と意思決定を尊重する地域づくりが求められています。

本計画では、引き続き、第4期御所市障害者福祉長期計画の基本理念「個人の尊厳、地域社会での共生、自立と自己実現ができるまち」に基づき、御所市に住むすべての人が、障がいの有無にかかわらず、ともにふれあい、支えあいながら地域の中でともに暮らし、自分らしく自立した生活ができる「地域共生社会」の実現に向け、地域住民や関係団体・機関等と連携し、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策の推進に取り組めます。

# 障害福祉サービス提供体制の整備

## 1. 令和8年度（2026年度）における成果目標

### 障害福祉計画

#### （1）施設入所者の地域生活への移行

項目	目標値	考え方
令和4年度（2022年度）末時点の実績	26人	令和4年度（2022年度）末時点の入所者数
施設入所者数	24人	令和8年度（2026年度）末時点の入所者数
地域生活移行数	2人	令和8年度（2026年度）までに地域生活に移行する人数
移行率	7.7%	国の目標は6%以上移行
減少（見込み）数	2人	令和4年度（2022年度）からの削減数
削減率	7.7%	国の目標は5%以上削減

#### （2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

現状では、市、保健所、医療機関、事業所、民生委員等が精神障がい者への支援を行っています。令和8年度(2026年度)末までに、保健、医療、福祉関係者の協議の場を設置することを目指します。

#### （3）地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備にあたって求められる機能は、①相談 ②体験の機会・場 ③緊急時の受け入れ・対応 ④専門性 ⑤地域の体制づくりです。地域生活支援拠点等の整備について、令和8年度(2026年度)末までの整備を目標に、可能な限り早期に整備できるよう努めていきます。

整備にあたっては、地域の複数の事業所が機能を担い、全体で地域生活支援拠点等を整備する面的整備を基本とし、緊急時の対応など、当事者やその家族のニーズが高い機能から、段階的に整備を進めていくことを検討するとともに、対応可能な事業所の確保に努めます。

#### （4）福祉施設から一般就労への移行促進

##### ①就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数の増加

項目	令和3年度 (2021年度) 末 時点の実績	令和8年度 (2026年度) 末 目標値	考え方
就労移行支援等を通じた 一般就労への移行者数	0人	4人以上	令和8年度(2026年度)中に、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を、令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上とする。

## ②就労移行支援事業から一般就労への移行者数の増加

項目	令和3年度 (2021年度)末 時点の実績	令和8年度 (2026年度)末 目標値	考え方
就労移行支援事業利用者の うち一般就労への移行者数	0人	4人以上	令和8年度(2026年度)中に、就労移行支援 を通じた一般就労への移行者数を、令和3 年度(2021年度)実績の1.31倍以上とする。
項目	令和8年度(2026年度)末目標値		考え方
	全事業所数	うち移行した割合が 5割以上の事業所数	
就労移行支援事業を実施す る事業所数	2事業所	1事業所	令和8年度(2026年度)中に、就労移行支援事 業所のうち、就労移行支援事業利用者に占め る一般就労へ移行した者の割合が5割以上の 事業所を全体の5割以上とする。

## ③就労継続支援A型及びB型から一般就労への移行者数の増加

項目	令和3年度 (2021年度)末 時点の実績	令和8年度 (2026年度)末 目標値	考え方
就労継続支援A型事業利用者 のうち一般就労への移行者数	0人	1人以上	令和8年度(2026年度)中に、就労継続支 援A型及びB型を通じた一般就労への移 行者数を、それぞれ令和3年度(2021年 度)実績の1.29倍以上、1.28倍以上とす る。
就労継続支援B型事業利用者 のうち一般就労への移行者数	0人	1人以上	

## ④就労定着支援による職場定着率の増加

項目	令和3年度 (2021年度)末 時点の実績	令和8年度 (2026年度)末 目標値	考え方
就労定着支援事業利用者	2人	2人以上	令和8年度(2026年度)中に、就労移行支 援事業の利用者数を、令和3年度(2021年 度)の1.41倍以上とする。
項目	令和8年度(2026年度)末目標値		考え方
	全事業所数	うち定着率が 7割以上の事業所数	
就労定着支援事業を実施す る事業所数	1事業所	1事業所	就労定着支援事業所のうち、就労定着率 が7割以上の事業所を全体の2割5分以 上とする。

## (5) 相談支援体制の充実・強化等

御所市では既に基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化に取り組んでいるため、引き続き、現在の取り組みや体制の確保に努めます。

また、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善に向け、各関係機関と年1回以上の協議の場を設けることを目標とします。

## (6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

引き続き、職員の障害者総合支援法の理解促進に向けた各種研修への参加、適切なサービス提供に向けた事業所への情報共有、指導、助言等の取り組みを行い、障害福祉サービス利用者が真に必要なサービスを提供していきます。

## 障害児福祉計画

### (1) 重層的な障がい児支援の提供体制の整備等

#### ① 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターについては、市内に支援の中核となる拠点がないため、中和8市町村及び関係機関で協議をすすめながら、中和圏域での共同設置を目指します。

#### ② 保育所等訪問支援の充実

保育所等訪問支援事業所については1か所確保しており、当該事業所及び各関係機関と引き続き連携し事業を推進します。

### (2) 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は現在市内にないため、中和8市町村及び関係機関で協議をすすめながら、中和圏域での共同設置を目指します。

### (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児支援のための協議の場については、医療機関・地域の訪問看護ステーション・相談支援事業所・教育機関と連携し、地域の課題や事例検討を含む協議の場を年1回以上行うことを目指します。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置は、令和8年度末(2026年度末)までに中和8市町村による共同設置を目標とします。

## 2. 障害福祉サービスの見込みと確保の考え方

### 障害福祉計画

サービス名		内容	令和8年度 (2026年度)
訪問系サービス	①居宅介護	ホームヘルパーが障がい者の自宅に訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や家事援助等を行うサービス	55人/月 640時間/月
	②重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人であって、常時介護を必要とする人の自宅にホームヘルパーが訪問し、身体介護や家事援助、外出時の移動支援等を総合的に行うサービス	5人/月 760時間/月
	③同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行うサービス	5人/月 42時間/月
	④行動援護	行動に著しい困難を有し、常時介護が必要な知的障がい者や精神障がい者に対し、危険を回避するために必要な援護や外出時の移動援助等を行うサービス	15人/月 260時間/月
	⑤重度障害者等包括支援	常時介護を必要とし、その介護の必要性が著しく高い障がい者に対し、居宅介護や短期入所などの複数の障害福祉サービスを包括的に提供するサービス	0人/月 0時間/月
短期入所サービス	①短期入所	介護者が病気等により一時的に介護できない場合において、施設や病院で入浴、排せつ、食事等の介護を行うサービス	30人/月 70日/月 15か所



	サービス名	内容	令和8年度 (2026年度)
日中活動系サービス	①生活介護	常時介護を必要とする障がい者に、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作活動または生産活動など、日中活動の場を提供するサービス	68人/月 1,390日/月 35か所
	②自立訓練（機能訓練）	身体障がい者や難病患者等対象者に対し、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練やその他の支援を行うサービス	1人/月 12日/月 1か所
	②自立訓練（生活訓練）	知的障がい者や精神障がい者に対し、一定期間、日常生活能力の向上のために必要な訓練やその他の支援を行うサービス	2人/月 30日/月 2か所
	③就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障がい者に一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援等を行うサービス	6人/月 80日/月 6か所
	④就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な障がい者に、事業所内において雇用契約により働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス	22人/月 420日/月 18か所
	④就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な障がい者に、雇用契約は結ばず、職業訓練を中心とした働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス	85人/月 1,400日/月 35か所
	⑤就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境の変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談や企業・家族等との連絡調整等の支援を行うサービス	3人/月
	⑥就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き先についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った支援を選択するサービス	4人/月
	⑦療養介護	医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活の援助を行うサービス	1人/月 1か所
居住系サービス	①自立生活援助	施設や共同生活援助を利用していた障がい者が、一人暮らしなどに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行うサービス	1人/月
	②共同生活援助	共同生活を行う住居で、夜間などに、相談や入浴、排せつ、食事の介護など、日常生活の支援を行うサービス	32人/月 25か所
	③施設入所支援	施設に入所している障がい者に対し、主に夜間に、入浴、排せつ、食事等の介護など、日常生活の支援を行うサービス	26人/月 15か所

## 障害児福祉計画

	サービス名	内容	令和8年度 (2026年度)
障害児福祉サービス	①児童発達支援	未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うサービス	30人/月 180日/月 20か所
	②放課後等デイサービス	授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行うサービス	45人/月 400日/月 40か所
	③保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、小学校等に通う障がい児に対し、施設の障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービス	8人/月 10日/月 3か所
	④居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行うサービス	0人/月
	⑤医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉、その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うコーディネーターを配置するよう努めます。	1人

## 相談支援

	サービス名	内容	令和8年度 (2026年度)
障害者相談支援	①計画相談支援	障害福祉サービス等を利用するために、障がい者の希望や適切なサービスの内容を定めた「サービス等利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行うサービス	290人/年
	②地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者や精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保や地域生活への移行等について、相談などの必要な支援を行うサービス	1人/月
	③地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に、相談や訪問等の支援を行うサービス	1人/月
障害児相談支援		障害児通所支援を利用するために、「障害児支援利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行うサービス	95人/年

## 3. 地域生活支援事業の見込みと確保の考え方

### 必須事業

	サービス名	内容	令和8年度 (2026年度)
	理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活および社会生活を過ごす上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者の理解を深めるための研修・啓発活動等を行う事業	実施
	自発的活動支援事業	障がい者が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障がい者とその家族、地域住民等による地域での自発的な取り組みを支援する事業	実施
相談支援事業	①障害者相談支援事業	障がい者の地域生活への移行や安定した生活の確立に向けて、障がい者や障がい者の家族等からの相談に応じ、様々な情報の提供や必要な助言・支援を行う事業	260件/年 1か所
	②基幹相談支援センター等機能強化事業	地域における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することや、地域の相談支援事業者に対し、専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組みを実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とした事業	1か所
	③住宅入所等支援事業	賃貸契約による一般住宅（公営住宅および民間の賃貸住宅）への入居を希望しているにもかかわらず、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対して、入居に必要な調整等にかかる支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行う事業	実施
	成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービス利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者または精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を促進する事業	1人/年
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、法人後見実施のための研修や活動を安定的に実施するための組織体制の構築などを行う事業	検討
意思疎通支援事業	①手話通訳者派遣事業	聴覚障がい者、音声または言語機能障がい者が日常生活で円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、手話通訳者を派遣する事業	24人/年
	②要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者に、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣する事業	1人/年
	③手話通訳者設置事業	手話通訳者を市役所に設置して、事務手続き等の利便を図る事業	実施
日常生活用具給付等事業	①介護訓練支援用具	障がい者の身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に用いる椅子等の用具を給付	3件/年
	②自立生活支援用具	障がい者の入浴補助用具や聴覚障がい者屋内信号装置等、入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具を給付	4件/年
	③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等、障がい者の在宅療養等を支援する用具を給付	4件/年
	④情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等、障がい者の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具を給付	4件/年
	⑤排泄管理支援用具	ストーマ用装具等、障がい者の排せつ管理を支援する衛生用品を給付	1,100件/年
	⑥居宅生活動作補助用具	手すりの取り付け、床段差の解消等、障がい者の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用を給付	2件/年

サービス名	内容	令和8年度 (2026年度)
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者の支援や交流活動の促進のため、手話で日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業	入門養成講座修了者数： (実人数) 4人 基礎養成講座修了者数： (実人数) 2人
移動支援事業	屋外での移動に困難がある障がい者に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する事業	32人/月 320時間/月
地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センターの機能を強化し、障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的とした事業	5人/月 3か所

### 任意事業

サービス名	内容	令和8年度 (2026年度)
福祉ホーム事業	住居を求めている障がい者に、低額な料金で居室やその他の設備や日常生活に必要なサービスを提供する事業	1人
日中一時支援事業	障がい者の日中活動の場の確保や障がい者の家族の就労支援、介護負担の軽減のため、障がい者を一時的に預かり、見守り等の支援を行う事業	15人/月 20日/月
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がい者のために、点訳、音声訳、その他のわかりやすい方法により、市の広報の情報や、障がい者関連事業、生活情報の紹介等、地域生活をする上で必要性の高い情報等を定期的に提供する事業	実施

## 進捗状況の把握・進行管理

本計画を総合的に推進するために、御所市自立支援協議会等関係機関において本計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、多種多様なニーズに応じて、的確にサービスを提供できるよう、庁内関係課で連携を図りながら、各施策の推進に努めます。

また、進捗管理にあたっては、PDCA サイクルに沿って事業を実施し、各事業の進捗状況および成果目標の達成状況について把握・点検・評価を行い、計画の達成を目指します。

### 第7期御所市障害福祉計画及び 第3期御所市障害児福祉計画 概要版

発行年月：令和6年（2024年）3月

発行：御所市健康福祉部福祉課

〒639-2298 奈良県御所市1番地の3

TEL：0745-62-3001（代表）

FAX：0745-62-3022